

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害想定リスク

(1) 地震

千葉県は近い将来(今後約100年程度以内)県内に大きな被害をもたらす可能性の高い4つの地震(千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震)を想定した地震被害想定調査を実施している。

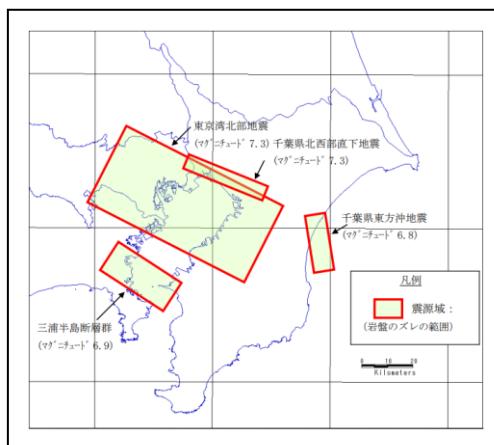
No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

※震源の深さ：震源域 注1における破壊開始点 注2の深さ

注1 震源域 地震によって岩盤のずれが生じた範囲のこと。

注2 破壊開始点 断層の破壊が最初に始まった地点のこと。

とりわけ本市への影響が大きい地震は、千葉県東方沖地震及び千葉県北西部直下地震であり、死者・負傷者は30人を超え、全壊建物は20棟を超えるというような被害想定結果が出ている。



(2) 津波

本市が平成24年度に実施した「防災アセスメント調査報告書」に基づく津波被害予測結果をみると、津波による被害予測は、全壊580棟、半壊1,504棟、また、人的被害は死者数300人以上、交通機能(市道)も海岸地域を中心に失われる等、甚大な被害が予測されている。

(3) 風水害等

本市周辺は、ダウンバーストや竜巻等の風による災害発生確率が高い地域であり、平成19年(2007年)9月には、住家、非住家合わせて130軒以上の被害をもたらした竜巻が発生した。また、本市は、後背湿地や旧河道、台地内に発達する谷底低地や氾濫平野等洪水に対する災害リスクがある地形を抱えており、過去には多くの浸水害を伴う降雨災害が発生している。

最近では、令和元年(2019年)10月に発達した雨雲による局地的な大雨に見舞われ、八日市場駅周辺等、市域各所において道路冠水等が発生している。

さらに、本市の台地部は、土砂災害警戒区域等に指定されている斜面が多く、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のリスクが高い地区といえる。

#### (4) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、ほとんどの人が、新型ウイルスの免疫をもっていないため、世界的な大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫をもっていない感染症では、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

### 2 商工業者の状況 令和5年4月1日現在

- (1) 商工業者数 1,716者 (平成28年度)  
(2) 小規模事業者数 1,291者 (平成26年度経済センサスによる)  
内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (立地状況等)
建設業	299	270	市内に広く分散している
製造業	135	93	工業団地内をはじめ、市内に広く点在している。
卸売業・小売業	549	367	JR駅周辺や国道等の幹線道路沿いに集積しているが、市内全体にも広く点在している。
飲食・宿泊業	169	105	JR駅周辺や国道、海岸周辺の通り沿いに集積しているが、市内全体にも広く点在している。
サービス業	372	314	JR駅周辺や国道等の幹線道路沿いに多いが、市内全体にも広く点在している。
その他	192	142	市内に広く分散している
合 計	1,716	1,291	

### 3 これまでの取組

#### (1) 本市の取組

##### ① 匝瑳市地域防災計画の策定

本市では、本市地域防災会議が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、本市における地震や津波、風水害などの自然災害や放射性物質事故などの大規模な事故災害から、市民の生命、身体および財産を守ることを目的として、災害に対処するための基本的かつ総合的な防災計画として「匝瑳市地域防災計画」を策定している。計画は、総則、地震・津波対策編、風水害等対策編、大規模事故災害対策編及び資料編で構成されており、直近では令和5年2月に計画内容の一部修正を行っている。

##### ② 防災訓練の実施

本市では、防災関係機関と協力しながら、防災教育の推進に努めるとともに、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施している。

##### ③ 防災備蓄倉庫の整備

本市では、災害応急活動を円滑に実施するため、市内に分散して食料等の備蓄を図っている。

##### ④ 防災備品の備蓄

本市では、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図っている。

(2) 本会の取組

- ① B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援  
（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

## II 課題

(1) 本市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力、救援用物資及び復旧資材の確保についての協力又はあっせん、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力、災害時における物価安定への協力としている。

災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、本会と本市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。

(2) 本会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。

(3) B C P（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。

(4) 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

## III 目標

(1) 発災時における連絡を円滑に行うため、本市と本会との間における被害情報報告ルートを構築する。

(2) 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう本会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。

(3) B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。

(4) 各種研修会へ本会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

### 1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 本会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、本会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会を開催する。
- ④ 本会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年度に危機管理マニュアルを作成

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）を支援する。
- ② BCP事業継続計画策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 本会に事業継続力強化支援協議会（構成員：本市担当者、本会正副会長・専務理事を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練

の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、本市と本会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、本市主催による大規模な防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、本会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて携帯ラジオや防寒具、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧 (計画期間内に順次購入)

種 類	個 数	種 類	個 数
ポータブル電源	1 台	体温計 (非接触型)	3 本
充電用ソーラーパネル	1 台	ヘルメット	1 0 個
携帯ラジオ	2 台	マスク	5 0 0 枚
懐中電灯	5 本	防寒具 (カイロ含む)	3 0 0 個
乾電池	適宜	作業用ゴム手袋	2 0 セット
簡易トイレ	2 台	軍手	5 0 双
防臭抗菌トイレ	1 5 0 回分	スコップ	2 本
消毒液 (10ℓ)	3 本	ブルーシート	3 0 枚
水 (2ℓ)	2 4 本	脚立	2 基
非常用ポリタンク	5 個	ガムテープ	適宜

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 本会事務局長は、発災後 3 時間以内に職員緊急連絡網や SNS 等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

- ② 業務従事が可能な本会職員が把握した大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) は本市と本会で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 本会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。

(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

- ② 本会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
豊栄・須賀・東本町・西本町・上下出羽・横町・田町・仲町地区	理事	2 人	大まかな被害状況の把握等
米倉・飯高・吉田・匝瑳・豊和・福富・富谷・万町地区	理事	2 人	大まかな被害状況の把握等
野栄・籠部田地区	理事	2 人	大まかな被害状況の把握等
共興・椿海・平和・みどり平・砂原地区	理事	2 人	大まかな被害状況の把握等

- ③ 本会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施しその状況を本市と本会で共有する。

(匝瑳市と匝瑳市商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10 以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない</li> </ul>

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

- ④ 匝瑳市と匝瑳市商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する。
2週間～3週間	1日に2回以上共有する。
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
2ヶ月以降	2日に1回共有する

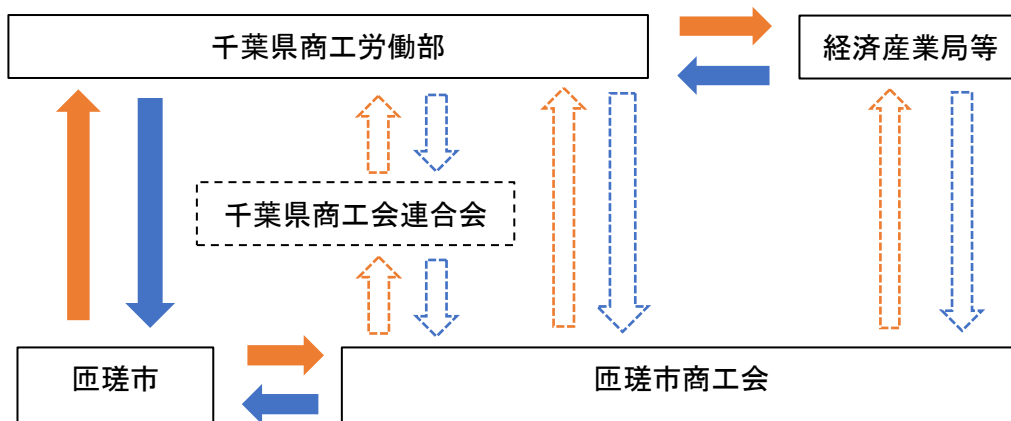
※電話・FAX・メール・携帯等による通常連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

### 3 発災時における指示命令系統・連絡体制

#### (1) 自然災害発生時

- ① 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※ 塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



- ② 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

本市及び本会からの要請等に基づき、本会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

- ③ 本市と本会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

#### (ア) 確認方法

本会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

#### (イ) 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、本市と本会であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

- ④ 本市と本会が共有した上記の②及び③の情報は千葉県の指定する方法にて本市より千葉県へ報告するとともに、本会より千葉県商工会連合会に報告する。

#### (2) 感染症流行時

感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と本市が共有した情報の指定する方法にて本会又は本市より県へ報告する。

#### 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

本会による支援は次のとおりとする。

- (1) 相談窓口の開設方法について、匝瑳市と相談する（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- (2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- (3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

#### 6 感染症対策

##### (1) 事前の対策

- ① Web会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

##### (2) 流行時の対策

- ① 本会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総代会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は、書面議決とする。
- ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 本会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

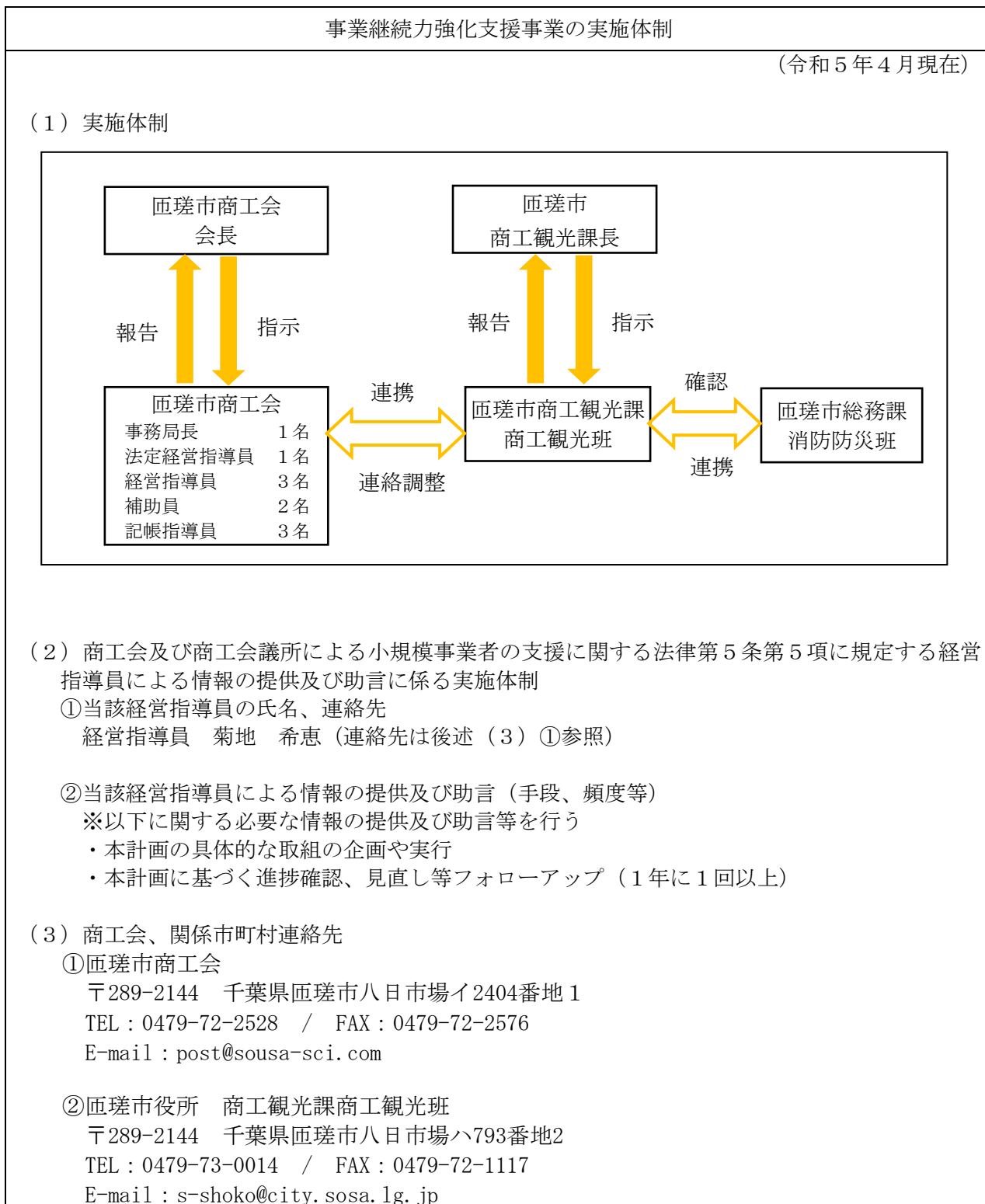
#### 7 その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



--

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
セミナー開催費、通信費他	100	100	100	100	100
防災備品購入費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。